

# 『義認の教理に関する共同宣言』における 「義人にして同時に罪人」について

高井保雄

## はじめに

一九九九年一〇月三十一日、ドイツのアウグスブルクにおいてルーテル世界連盟とローマ・カトリック教会の間で『義認の教理に関する共同宣言』（以下『共同宣言』と記す）の調印がなされた。

義認の教理については、十六世紀におけるルターの宗教改革とローマ・カトリック教会のトリエント公会議で各々両者の立場が明らかにされ、お互いが相手に対して教理上の断罪をした結果、教会の分裂が起こったことは歴史の示すところである。ところが、この両者が一九七〇年以降、エキュメニズムの立場から互いの共通理解を求めて対話を重ね、ついに両教会の信仰的・神学的伝統の共通理解と相違点を明らかにしつつも、四半世紀の時を経て、和解と一致を目指すと言っ点で合意に達し、この度の調印に至ったのである。しかし、ここで注意しておかなければならないことは、この『共同宣言』は、義認の教理に対する両者の理解の仕方におけ

る共通性と互いの解釈の強調点、相違点を明確にすることを通して、教会の分裂を克服しようとする点において一致したことの共同宣言であって、言うまでもなく、両者の間でどちらかあるいは双方の「義認の教理」の内容が新たに変更されて両者が一致したという宣言ではない、ということである。従って、義認の教理についての両者の理解の共通性と差異性についての明確な認識を共有することこそ、これからの両教会の和解と一致のための必要不可欠な前提となるであろう。本論はそのような立場から「義人にして同時に罪人」という定式を巡って、両者の理解の共通性と差異性を明確にしようとするものである。

## 一、『共同宣言』における「義とされた者が罪人であること」について

この『共同宣言』の中で第四章第四節が「義とされた者が罪人であること」についての当該箇所である。これについては項目二八が共同の告白部分となっている。以下その部分を掲載する。

二八、われわれは共々にこう告白する。洗礼において聖霊は人をキリストと結び付け、義とし、その人を真に新しくする、と。しかしながら、義とされた人は全生涯を通して絶えず神の無条件的な、義とする恵みに頼り続ける。人間はまた、依然として攻撃を続ける罪の力（ロマ六・二一―二四参照）に絶え間なくさらされている。さらには、古い人の自己中心的な欲望（ガラテヤ五・一六、ロマ七・七

一〇参照）による神への対抗の、生涯にわたる闘いから逃れられない。義とされた者はまた、主の祈りにあるように（マタイ六・一二）、エヨハネ一・九）、日ごとに赦しを神に求めなければならな

い。常に繰り返し返し回心と悔い改めへと召され、また、常に繰り返し赦しを与えられるのである。

ルター派はこの告白を、キリスト者は「義人にして同時に罪人」であるとする理解からとらえようとし、義とされた者のうちにおける罪の存在を認める(項目一九)。他方、カトリックは義とされた者においては「罪に由来し、罪へと追いやる心の傾き(欲望)」の存在は認めるものの、この「心の傾き」を本来的な罪とは認めない(項目三〇)。このような形で「義とされた者が罪人であること」の定式と解釈を中心に項目二八から三〇において両者の理解における共通性と差異性が述べられているのである。ここでは、ルター派の理解の立場である「義人にして同時に罪人」の理解について、ローマ書7章の解釈を中心に述べて行きたい。

## 二、ルター以前の「義とされた者が罪人であること」の理解(パウロ、アウグスティヌス)

### (一) パウロの「義とされた者が罪人であること」の理解について

パウロは、ローマ人への手紙の中で、自らの義に対する理解と義認論をユダヤ人のそれを対比させながら述べる。すなわち、ユダヤ人の追求する義を「律法による義」と呼び、自らの主張を「神の義」として、この「神の義」としての「義」が「律法とは関係なく」現されたと述べる(ローマ三・二二)。そして、義認論についてはユダヤ人のそれを「律法の行いによる」義認として、「信仰による」義認を主張する(ローマ三・二八)。

パウロは自己の主張する義認の根拠をユダヤ人の「律法を守るわざ」に対して、「神の無償の恵み」に置く(ローマ三・二四)。ユダヤ人の義認論とパウロの「信仰による」義認との決定的な違いは、ユダヤ人にとって

の義認は未だ実現されていない希望の内容」であるに対して、パウロにとつては終末論的な出来事として、「現在すでに実現されている」という点である。この「義」の現在性は、「義」がキリストにおいて実現された救いの出来事を通してもたらされていることに基づく（ローマ三・二一―二六）。ところでこの救いの出来事は終末論的出来事であつて、それによつて神は古い世界の歩みに終わりをもたらし、新しい時代（アイオン）が導入される<sup>(1)</sup>。こうして今や「古いものは過ぎ去り」「新しいものは成つた」のであり、「キリストにある者」は皆「新しい被造物」なのである） コリント五・一七<sup>(2)</sup>。それゆえ、パウロにあつてはすでに現実であるキリストにある存在（直説法 ローマ五・一、六・一一）故にそこにとどまること（命令法 ローマ六・一二―一三、ガラテヤ五・一）が要請される。パウロにあつては「罪」は「キリスト以前の救われざる者」を支配するのであり、「キリストの現在」にあつてはもはや罪は存在しない。すなわち、パウロにあつては、神が罪人を義とされるなら（ローマ四・五）人間は単に義である「かの如くに見なされる」<sup>(3)</sup>だけではなく、実際に正しく、「義と成る」のである。義認された者は「聖徒」でもあるから、その義認は、「キリストにあつて」「義と聖」とする（一コリント一・三〇<sup>(3)</sup>）ものである。

ローマ書七章について、パウロがここで語っているのは、キリスト者の現在ではなく、救われていない人間であり、アダムの墮罪の呪いの下にあるキリスト以前の人間における被造物の呻きについて述べている。つまり、ローマ七・二四の救われざる者の救いへの叫びはローマ八・一のキリスト者の状態において、満たされるのである。すなわち、パウロにおいては、罪はキリスト者においては克服されるものとして位置づけられるのである。従つてパウロにおいては「義人にして同時に罪人」の定式は、救われた罪人（直説法）が直ちに罪の克服へと向かう（命令法）キリスト者の時間的規定において成立していると言えるだろう。

(二) アウグスティヌスにおける「義人にして同時に罪人」の理解

パウロに反してアウグスティヌスとルターにあつては、罪はずでに救われたキリスト者においてなお克服しがたいものとして実存するという認識が存在するところにパウロとは相違する定式理解に導かれる。<sup>(5)</sup>

アウグスティヌスは、当初はローマ書七章を福音以前の律法の下にある人間の状態を福音の光の下に救済に至る実存的苦悩として描いているという理解(今日の一般的理解)に立っていた。しかし、ペラギウス論争の中で四一九年に突如従来への解釈を捨て、ローマ書七章は律法の下に立つ人間のみならず、恩恵の下に立つ人間についても語っているとし、罪の赦しを得ている信仰者にも罪との戦いがあるという解釈に転向した、とされる。<sup>(6)</sup>

アウグスティヌスにあつては「キリストにある」現在の自己における欲望や罪についての深刻な自覚が抜きがたく存在する点パウロとは異なっている。しかし、アウグスティヌスにあつては、その義とされた者における情欲に対して、その者の内で「愛」が情欲の愛から聖なる愛(*caritas*)へと高められる階段が存在する。この過程において、神と人との「共働(*cooperatio*)」が存在することになる。アウグスティヌスにおいては、罪を犯すことによつて神の似姿を失つた罪人が、神の恵みによつて義とされたことにより、再びそれを回復していくことが可能なのである。従つて、アウグスティヌスにおいてはそれぞれの段階を生きる現実のキリスト者において、「義」の部分と「罪」の部分と共に有し、「義人にして同時に罪人」の定式は、「部分的に義人であり、部分的に罪人である」とされるのである。

### 三、ルターの「義人にして同時に罪人」の定式について

ルターにおける義認論はいわゆる「信仰によってのみ義とされる」ところの「信仰義認論」として定式化されるものであり、十六世紀宗教改革の教理的核心理念となったものである。<sup>8)</sup> その神学的発端が「神の義」についてのルターの新しい理解から始まっていることは、夙に語られているところである。ルターはローマ書一・一七の「神の義」を、当時の教会の用法と習慣に従って、能動的なる義 (*justitia activa*) として理解し、神は義であり、罪人と不義者を罰する神として理解していた。ルターはこのような神をどうしても愛することができず、いかに修道僧として欠点なき生活をしたにせよ、自己を神の前に全く不安な良心をもった罪人として感じていた。このような神に対して怒りさえも抱いたが、夜も昼も思索を続けた結果、ついに「神の義」の新しい理解に達した。すなわち、ここで意味されている「神の義」は受動的な義 (*justitia passiva*) であり、それにより恵みの神が我々を信仰によって義とするのである。<sup>9)</sup>

ルターは『ローマ書講解』において「義人にして同時に罪人」の定式を確立した。

すなわち「全く同一の人間が神の律法につかえ、義人であつて同時に罪を犯す。かかる人は私の精神が神の律法につかえ、私の肉体が罪の律法につかえるとは言わないで、むしろ私である全体的人間、つまり同じ人格が両方の奉仕のわざをなすと言つ。」(WA:56,347,2ff 金子晴勇訳による) というものである。同じ人間において義と罪がそれぞれ部分的に、たとえば精神と肉体のそれぞれにおいて成立する(アウグスティヌス)のではなく、同一の人間において、全体的に義であると同時に全体的に罪であるのが、ルターにおける「義人にして同時に罪人」の意味である。

ルターはこの極めて独自の「義人」と「罪人」の関係を述べるのに、やはり「義人にして同時に罪人」の定式を用いている。その主たる聖書の根拠として、他ならないパウロのローマ書七章が取り上げられる。<sup>(10)</sup>「神の義」を再発見して、自らが「キリストにあつて」「義とされたにもかかわらず、その義とされた自己の良心において、なお、自己を全くの罪人として告白せざるを得なかつたルターにとつて、ローマ書七章は正にそのような自己における「義認」のあり方をパウロもまた語つた箇所なのだと思つた箇所だったのである。

#### 四、「義人にして同時に罪人」における「義認」と「聖化」について

罪人が「義とされる」のは、「自己の義」によつてではないとすることに於いては、ルター派のみならず、宗教改革の陣営に属したプロテスタントの殆どが共通に認めているところである。しかし、それでは「義とされた」者において、どのように神がキリストを通して救いのわざをなされるのか、キリスト者の「義人にして同時に罪人」の定式において、「義」と「罪」とはどのように関係しているのか、あるいはもう少し一般的に言えば、「義とされた者」における「義認」と「聖化」はどのような関係にあるのか、ということについては、プロテスタントの内部で必ずしも一致せず、この点に関しても激しい論争が交わされてきた。

歴史的には、ドイツの三十年戦争（一六一八—四八）以降、カトリックとルター派と改革派の並存の時代に入り、教派的対立、教理論争のいわゆる正統主義の時代を迎えるが、その主たる論争点の一つが、「義認」と「聖化」の問題であつた。「ここでは、この問題を詳しく取り上げることはしないが、ルター派では、信仰のみによつて義とされ、行為にはよらない」という理解から、「義認」が「教会が立ちもし、倒れもする」条項とされたの

に反し、「聖化」については、あまり重視されなかったことは否定できない。ルター派においてその後起こった敬虔主義時代の中で強調されたことの一つが、「単なる知識ではなくてキリスト教的行為を重んずること」(シュペーター)であったこともそのことを物語っていると云えるだろう。

では、ルター自身はこの問題をどう捉えていたのか。ルターの『小教理問答』の使徒信条の第三項の彼自身による解説は、聖化について「彼の信仰告白とも言える箇所である。そこではルターは、「……聖霊は、私を、福音を通して召し出し、その賜物をもって照らし、まことの信仰の内に聖化し、保つて下さいます。それは、ちょうど聖霊が地上の全キリスト教会を召し出し、集め、照らし、聖化し、イエス・キリストにあつてまことの唯一の信仰のうちに保たれるのと同じです。このキリスト教会において、聖霊は私と全ての信仰者を日毎にあらゆる罪を豊かに赦してください。……これは確かにまことです。」(傍線論者)と告白している。ルターにとって「聖化」はキリストにあつて義とされた者において「日毎に」起こる出来事だったのである。そもそもルターがキリスト者は「義人にして同時に罪人」であるということ<sup>(11)</sup>を説き続けたこと自体が、すでに、己のうちで「義」と「罪」が、従つて「義認」と「聖化」が「日毎の」生活の中で絶えず見出されていたことを証している。

ところで、この「義認」と「聖化」の関係については、これまで実に様々な解釈がなされてきたのが実情である。例えば、前述のように、ルター派正統主義の理解では、「義認」とは「宣義」による「赦罪」であり、「聖化」とは峻別され、「義認」にあつては「聖化」は退けられた。これに対し、K・ホルはルターにおける「義認」の概念は「成義」と密接に関連していると主張する。<sup>(12)</sup>この見解の他にもさらに、ルターの「義認」概念にはいわゆる「宣義」と「成義」との両方に解される可能性がある、とする慎重な見解もある。また、「聖化」を「自

己からキリストへの、言い換えれば聖ならざる自己の存在から神の聖なる存在への常に新たな移行」と理解する立場も<sup>(13)</sup>あり、さらに、「義認は、同時に聖化である」とする立場<sup>(14)</sup>もある。「いつなると、「義認」は今日どちらかと言えば、神学論争の課題ではなく、むしろ解釈学的な問題である<sup>(15)</sup>と言うことができるかも知れない。しかし、そのことは、「義認」がどのようになっても理解されて良いということの意味しているのではなく、むしろ、かつてルターが自己の信仰的な苦闘の結果、「義認」のリアリティーを見出し、それを、義人にして同時に罪人の定式によって表現した事柄を、今度は現代を生きるキリスト者各自が、信仰によって「受け止め、解釈し、表現することが求められていることを意味しているのである。

## 五、まとめ

「義認の共同宣言 第二八項」においてルター派とカトリックが共通して告白する形で「義とされた人は全生涯を通して絶えず神の無条件的な、義とする恵みに頼り続ける。人間はまた、依然として攻撃を続ける罪の力(ロマ六・一二—一四参照)に絶え間なくさらされている。」と宣言したことに対して、「義人にして同時に罪人」の定式の意味を中心に吟味していくと、パウロ、アウグスティヌス、ルターのそれぞれにおいて、それぞれの強調点と相違が明確に存在することを確認した。この3者を比較検討してみると、実は、その各々の理解の背景には、例えばパウロ「アウグスティヌスの線では、「義とされた者」においては罪への心の傾きは存在するものの、「罪」それ自体は、すでに「キリストにあつて」克服されているといひわゆる「成義」あるいは「義化」としてのカトリックの伝統的な「義認(Justification)」理解が存在するし、ルター派の場合、「義

人にして同時に罪人」の定式は、ルターにおける、自己の外なる「キリストの義」の恵みによって「義とされた自己」の良心において、なお、明白に見いだせる「自己追求」としての「罪」の現存という、自己の信仰的実存のリアルな表現が忠実に保たれていることが分かる。ここから「義とされた者」における「罪」が存在する（ルター派）が存在しない（カトリック）かということが両者の相違点の一つとして浮かび上がってくるのである。

この点は、かつて、十六世紀において、カトリックは「義とすること(justificatio)」を「義化」あるいは「成義」と訳して、「義とされた者」にあつては罪は存在しない（それゆえに「成義」なのである）とし、ルター派は同じく「義とすること(justificatio)」を「宣義」あるいは「義認」と訳して、「義とされた者」にあつてはなお残存する罪の存在（それゆえに「宣義」なのである）を主張し、最も激しく対立した焦点の一つとなった。なぜなら、この対立の背景には、「救い」に関する理解の差、あるいは強調点の相違、即ち、カトリックの場合、それは、一瞬の出来事ではなく、長い人生を通じて神にまで至る「義化の課程」が存在することの強調であり、ルター派の場合、「救い」の確かさは不確かな人間に全く根拠を置かない「神の義」によるゆえであるとするところに強調点があり、互いに、自己の強調点に関して譲ることは決して出来なかつたからである。

今回の『義認の共同宣言』では、「この両者の「義とすること(justificatio)」についての理解が、上記のように互いに相違していることの共通認識から出発したが、その際「義とすること(justificatio)」の共通の用語として、「義認」が採用されたことに、改めて注目したのである。かつては同じ用語「justificatio」で別々の理解をして互いに批判をしたわけであるが、今回は、互いに違う概念で認識していた事柄を同じ「義認(justificatio)」という用語で語ることを共同宣言したのである。このことの持つ最も重要な意味の一つは、少なくとも今後の互い

の「義認」に関する議論は、互いにそれまで用いて来た「義とする」こと(「justificatio」)の概念及び用語の内容を、無前提、無反省に用いるのではなく、再吟味した上で用いる必要が出てきたし、またそのことを通して、「義とする」こと(「justificatio」)についての新たな理解への契機がもたらされる可能性が生まれたということである。そして、そのことは、現代人にとっての「救済」の問題と「義認」が、どうかかわっているのかという問いへの答えを出すために、もう一度、我々が、信仰によって義とされたキリスト者としての自己の有り様を見つめ直すことが問われていることを示していると思うのである。

### 注

- (1) ケーゼマンによれば、パウロ神学の根底に横たわっているのは、死と生、罪と救い、律法と福音の対立という相次ぐ二つの世界の黙示的図式であって、それが現在に転用されている、<sup>1</sup> といふ。 Ernst Käsemann PAULINISCHE PERSPEKTIVEN J.C.B.Mohr Tübingen 1969 エルンスト・ケーゼマン『パウロ神学の核心』佐竹明・梅本直人訳 ヨルダン社 一九八〇 一〇七頁
- (2) RUDOLF BULTMANN THEOLOGIE DES NEUEN TESTAMENTS Zweiter Teil 1961 J.C.B. Mohr (Paul Siebeck) Tübingen ルドルフ・フルトマン『新約聖書神学』(フルトマン著作集 四) 新教出版社 一九八〇 一三三頁
- (3) 前掲書 一三〇頁
- (4) Ernst Käsemann AN DIE RÖMER J.C.B. Mohr Tübingen 1973 エルンスト・ケーゼマン『ローマ人への手紙』岩本修一訳 教団出版局 一九八〇 三九〇頁
- (5) 以下、アウグスティヌスおける「義人にして同時に罪人」の定式の解釈については、金子晴勇『ルターの間問学』創文社 一九七五 一三九頁以下に詳しい記述がある。
- (6) 前掲書 一四〇頁

- (7) 前掲書 一四一頁
- (8) ルターの義認論については、北森嘉蔵『宗教改革の神学』新教出版社 一九六〇 七八頁以下に「宣義論」として詳しく論じられている。
- (9) WA 54,186 f.
- (10) ルターとローマ書七章について、北森嘉蔵 前掲書 一一〇頁以下にアルトハウスの『人間に関するパウロとルター』(Paul Althaus, Pauls und Luther über den Menschen, 1938) の、パウロとルターのそれぞれにおけるローマ書七章の意味理解について詳しい紹介と論述がなされている。
- (11) 北森嘉蔵 前掲書 九七頁以下に詳しい紹介がある。
- (12) 北森嘉蔵 前掲書 九二頁以下
- (13) WILFRIED JOEST, Gesetz und Freiheit, Vandenhoeck & Ruprecht 1951 Göttingen S.60 f.
- (14) 金子晴勇 前掲書 一六〇頁
- (15) Horst Georg Pöhlmann, ABRISS DER DOGMATIK, Gütersloher Verlagshaus Gerd Mohn Gütersloh 1980 H・G・ベルペン『現代教義学総説』信教出版社 一九八一 三二一頁